第 20 回

熊本県議会

道州制問題等調查特別委員会会議記録

平成26年6月23日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

第 20 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成26年6月23日 (月曜日)

午前9時59分開議午前11時20分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革に関する件
- (2) 道州制に関する件
- (3) 基礎自治体に関する件
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(15人)

委員長 溝 口 幸 治 副委員長 髙 洋 介 野 委 員 岩 中 伸 司 員岩 委 下 栄 委 員 大 史 西 _ 員 藤 夫 委 川隆 委 = 郎 員 松 田 委 代 玉 広 員 田 委 員 西 聖 委 員 渕 陽 上 委 員 東 充 美 委 員 磯 毅 田 委 員 泉 広 幸 委 員 前 田憲秀 委 員甲 斐 正 法

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長岡村 節 明 理事兼市町村・税務局長 楢木野 中 告 人事課長 青木 政 俊 首席審議員兼財政課長 福 島 誠 治 市町村行政課長 原 悟

市町村財政課長 竹 内 信 義 税務課長 斉 藤 浩 幸

企画振興部

政策審議監 栁 田 誠 喜 首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶 健康福祉部

健康福祉政策課長 渡 辺 克 淑環境生活部

環境政策課長 正 木 祐 輔商工観光労働部

総括審議員兼

商工政策課長 髙 口 義 幸 農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 田 中 純 二 土木部

監理課長 成 富 守 審議員兼

都市計画課課長補佐 太 田 雅 道教育委員会事務局

首席審議員兼

教育政策課長 能 登 哲 也

事務局職員出席者

 政務調査課主幹
 山 鹿 公 嗣

 議事課主幹
 槇 原 俊 郎

午前9時59分開議

○溝口幸治委員長 ただいまから第20回道州 制問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、執行部を交えて本年最初の委員会 でございますので、一言御挨拶を申し上げま す。

改めまして、委員長を仰せつかりました溝 口幸治です。皆様方にはこの委員会に籍を置 いていただきまして、まことにありがとうございます。

御存じのとおり、この委員会では地方分権に関する件、それから道州制に関する件、そして今回から新たに基礎自治体に関する件を調査事件として付託をされております。

道州制については、もう御承知のとおり今 国会での議論も少し停滞ぎみでございます。 知事は、道州制については非常に推進の立場 でございますが、議会は一貫してメリット、 デメリットをしっかり精査しながら、県民の 立場に立って判断していくということで、こ の委員会は進んできたところであります。そ の趣旨を今後ともしっかり踏まえていただい て、幅広い議論をお願いしたいというふうに 思います。

特に基礎自治体に関する件ということで、 今回から付託案件に加えさせていただいておりますが、今議会でも人口減少に関する件等々、また渕上先生も過去にもそういった御質問をなさっております。道州制になろうがなるまいが、基礎自治体がどうあるべきか、そのあり方については常に私どもは追求をしていく必要があるというふうに思いますので、その点についても熱心な御議論をよろしくお願いしたいというふうに思います。

執行部も大分顔ぶれが変わっているようで ございますので、きょうは1回目でございま す、十分時間はございますので熱心に議論を 行っていただきたいと思います。

それでは髙野副委員長ともども皆様方に御 指導いただきますことを心からお願い申し上 げまして御挨拶にかえさせていただきます。 ありがとうございました。

続きまして、執行部を代表して岡村総務部 長に御挨拶をお願いいたします。

○岡村総務部長 おはようございます。委員 会開会に当たりまして、執行部を代表いたし まして、一言御挨拶を申し上げます。 溝口委員長それから髙野副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、これから1年間当委員会に付託されました「地方分権改革」、「道州制」、そして今回から新たに付託案件となりました「基礎自治体」に関する件につきまして御審議をいただくわけでございます。いずれも本県にとりまして重要な課題と認識いたしております。執行部としましては、しっかり取り組んでまいりますので、御指導のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

付託案件の現在の状況をごく簡単に申し上 げますと、まず地方分権改革につきまして は、本年5月には国から地方公共団体への権 限移譲、及び都道府県から指定都市への権限 移譲に関する、いわゆる第4次一括法が成立 いたしました。また本年度、地方公共団体等 から権限移譲や規制緩和など全国的な制度改 正の提案を募集するという提案募集方式が新 たに開始をされております。

次に道州制につきましては、自民党の道州 制推進基本法案の平成26年通常国会への法案 提出は見送られました。この法案の動きをめ ぐりましては、地方六団体や経済界などから さまざまな御意見があっているところでござ います。

最後に基礎自治体に関する件につきましては、昨年6月の第30次地方制度調査会における「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を受けまして、本年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が国会で成立しております。

初回となります今委員会では、これらの付 託案件につきまして御説明をさせていただき ます。

なお、昨年度6月と2月に当委員会におきまして報告をいたしました市町村合併の検証につきまして、本年度に入りまして検証作業を開始しております。この検証作業の状況につきましても、あわせて御報告申し上げま

す。

執行部といたしましても新たな体制で精いっぱい取り組んでまいりますので、どうぞ1 年間よろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 引き続き、執行部から自己紹介をお願いいたします。

(岡村総務部長、楢木野理事兼総務部市 町村・税務局長〜能登教育政策課長の順に自 己紹介)

○溝口幸治委員長 それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、 1、地方分権改革に関する件、2、道州制に 関する件、3、基礎自治体に関する件であり ます。

まず執行部からの説明の後に、一括して審 議を行いたいと思います。説明に当たって は、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課の小原でございま す。

それでは、まず地方分権改革関係について 御説明いたします。

資料「地方分権改革」関係をめくっていた だき、3ページをお開きください。

ページの上から、地方分権改革のこれまで の経過を簡単にまとめています。

ページー番下の枠囲み、第2次安倍内閣に おける動きについて、抜粋して説明いたしま す。

第2次安倍内閣においては、昨年3月に地 方分権改革に関する内閣としての政策検討を 行う地方分権改革推進本部が設置されてお り、昨年4月には地方分権改革有識者会議 が、地方分権改革の推進に関する施策につい ての調査及び審議をするため設置されていま す。

また昨年6月には、義務付け・枠付けの見

直しや権限移譲に関する第3次一括法が成立 しており、昨年12月には国から地方公共団体 及び都道府県から指定都市への事務・権限の 移譲に関する「事務・権限の移譲等に関する 見直し方針」が閣議決定されています。

以上が、3月の当特別委員会までに御報告 した内容でございます。

そして、その下のアンダーラインを引いて おります部分が、その後の新しい動きでござ います。

まず5月28日には、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を受け、事務・権限の 移譲に関する関係法律を整備する第4次一括 法が成立しています。

また今月6日には、地方分権改革の総括と 展望に関する最終取りまとめが、地方分権改 革有識者会議にて決定しています。この2つ の項目については、後ほど説明いたします。

資料をめくっていただき、4ページをお開 きください。

昨年6月に成立した、第3次一括法に関する本県の取り組み状況について説明します。

まず、ページ上の段の義務付け・枠付けの 見直しと条例制定権の拡大というところをご らんください。

条例制定の状況につきまして、左側に(1) これまでの対応状況、右側に(2)平成26年度 に提案するものを分けて記載しています。

まず、ページ左側の(1)これまでの対応状況ですが、本年2月定例会において7条例が整備済みとなっています。

次に、ページの右上の欄(2)平成26年度に 提案するものですが、民生委員及び介護保険 法の居宅介護支援事業の運営基準等について は、パブリックコメントや意見聴取などの手 続を経た上で、本年度中の条例改正を予定し ています。

次に、ページの右下の欄、基礎自治体への 権限移譲というところでございます。

まず、薬事法に基づく高度管理医療機器販

売業等の許可等の事務については、平成27年 度からの熊本市への移譲に向けて準備を進め ています。

次に、都市再開発法に基づく事務につきましては、既に熊本県知事の権限に属する事務 処理の特例に関する条例で熊本市へ移譲して おります。

5ページをごらんください。

本年5月28日に成立しました、第4次一括 法の概要について説明します。

ページ上の段の1、第4次一括法について というところをごらんください。

本法律は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、昨年12月に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を踏まえ、関係法律の整備を行うものであり、63法律が一括改正されることとなっております。

続いてページ中段の2、改正内容をごらんください。

国から地方公共団体へ移譲される事務・権限としては、看護師などの各種資格者の養成施設等の指定・監督などが挙げられています。

都道府県から指定都市へ移譲される事務・ 権限としては、県費負担教職員の給与等の負 担などが挙げられています。

なお括弧書きで記載されております条項数 については、第4次一括法での条項数であ り、各法律における条項数を示すものではご ざいませんので、御留意ください。

最後に3、施行期日をごらんください。

本法律については平成27年4月1日に施行されるため、事務・権限の大部分は平成27年4月より移譲されることになります。ただし、括弧書きで記載のとおり体制整備に特に時間を要するものについては、個別に定める日とされております。

資料をめくっていただき、6ページをお開

きください。

第4次一括法で整備される法律の一覧でご ざいます。

ページ左側に、国から地方公共団体、右側に都道府県から指定都市へ、それぞれ移譲する事務・権限に関する法律が記載されています。

国から地方公共団体が43法律、都道府県から指定都市が25法律になっており、重複部分を除いて63法律が一括で改正されることとなっています。

なお、各法律の括弧書きの条項数について は、前ページの記載と同様、第4次一括法に おける条項数となっております。

次に7ページが、第4次一括法に係る権限 移譲工程表でございます。

上の段の、国から県への権限移譲につきましては、年度内に国との間で個別の協議や事務引き継ぎを進め、あわせて庁内においても事務処理のために必要な体制の検討を進めてまいります。

下の段の、県から熊本市への権限移譲につきましても、移譲事務の確認や業務量の把握を行った上で、県と市の担当課同士による個別協議やマニュアルの作成等を行い、熊本市への円滑な事務引き継ぎを進めてまいります。

なお、欄外に記載しておりますとおり、一部の事務・権限につきましては平成27年4月1日よりも後に移譲がなされることになりますが、これらにつきましても法令に定められた期日に間に合うように準備を進めてまいります。

資料をめくっていただき、8ページをお開 きください。

本年度から新たにスタートした、地方分権 改革における提案募集方式の概要について説 明します。

まず、ページー番上の1、趣旨をごらんく ださい。 地方分権改革については、これまでの国主 導の改革スタイルから地方の発意に根ざした 改革スタイルへの転換がなされているところ であり、今年度新たな手法として、個々の地 方公共団体等から全国的な制度改正の提案を 広く募集する提案募集方式が導入されていま す。

2点目に提案の対象についてですが、大き く分けて地方公共団体への事務・権限の移譲 及び地方に対する規制緩和の2つが対象となっています。

3点目に、提案主体については、都道府 県、市区町村、一部事務組合、広域連合、地 方6団体、地方公共団体を構成員とする任意 組織とされています。

4点目に、政府の対応等についてですが、 募集は毎年少なくとも1回実施し内閣府が受け付けることとされています。また地方からの提案に対しましては、内閣府が実現に向け調整を行い、対応方針について年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うこととされています。加えて、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出することとされています。

なお、この提案募集方式に限らず、地方からの提案はこれまでも全国知事会などから行ってきたところですが、この提案募集方式については補助金に係る手続書類の簡素化などの提案も可能であり、これまでに比べ対象が大幅に拡大されているなど、一層地方の発意を酌み取ることのできる手法となっています。

次に9ページが、今年度の提案募集方式に 係るスケジュールでございます。済みませ ん、資料が縦になってございます。

ページの左上でございます。調整①と点線で囲ってある部分をごらんください。5月から7月上旬にかけて地方からの事前相談・提案募集と記載されておりますが、具体的には5月1日から事前相談が始まっており、また

5月20日から提案募集が始まっています。提出の締め切りは、7月15日となっております。提出締切り以降は、8月上旬にかけて所管府省への意見照会がなされることになっております。

次に調整②ですが、8月から9月にかけて 提案主体・地方6団体への意見照会、所管府 省への意見照会がなされることとなっており ます。

次に調整③でございますが、10月から11月 に国・地方間で最終調整を行うことになって おります。

なお、ページ右側中ほどに記載のとおり、 7月から11月にかけて特に重要な提案については、地方分権改革有識者会議や、その下に 設置される専門部会で調査・審議がなされる ことになっております。

最後に右下の部分ですが、11月までの調整 等を受け、年末までに地方分権改革有識者会 議において対応方針の了解、地方分権改革推 進本部及び閣議において対応方針を決定する ことになっています。本県においても現在、 事前相談を活用しつつ、提案に向けて作業を 進めているところでございます。

資料をめくっていただき、10ページをごら んください。

地方分権改革については、平成5年の衆参 両院における地方分権の推進に関する決議から20年が経過したことから、これを節目とし て地方分権改革の総括と展望というテーマ で、地方分権改革有識者会議において取りま とめが行われました。この取りまとめについ ては、昨年12月に中間取りまとめがなされ、 ことし3月の特別委員会でも御説明させてい ただきましたが、今般、最終取りまとめがな されましたので御説明いたします。

ページ下側の枠囲みでございますが、新たなステージにおける地方分権改革というところをごらんください。

1つ目の丸ですが、今後の地方分権改革に

ついては、地方の発意と多様性を重視した改革を推進するとされております。

具体的には、その下の3つのポツでございますが、先ほど御説明いたしました提案募集方式に加えて、権限移譲に係る手挙げ方式、政府の推進体制として地方分権改革有識者会議の専門部会の活用などが挙げられております。

なお、この手挙げ方式とは、全国一律の権限移譲が難しい場合に、各地方公共団体が選択的に移譲を受けることができる方式です。この手挙げ方式の導入により、規模や能力がさまざまな各地方公共団体が地方の実情に応じて柔軟に対応できるようになることが見込まれます。

次に、2つ目の大きな丸でございますが、 地方分権改革の成果を国民に実感していただき、改革の推進力とするため、優良事例集の 作成やSNS、すなわちツイッターやフェイスブックなどインターネットを利用したソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用、全国シンポジウムの開催などにより情報 発信を強化するとされております。

次に11ページをごらんください。

6月2日に大分県で開催された九州地方知事会議において、「分権型社会の確立に向けた取り組みについて」という特別決議がなされましたので、御説明いたします。

会議では、現在、政府が進めている分権や 道州制の議論に、九州地方知事会議としてど う対応するかなどについて議論され、この特 別決議としてまとめられました。

ページ右側が、要望の具体的な3つの項目となります。

まず1ですが、地方分権改革については地方分権改革有識者会議が取りまとめた、「個性を活かし自立した地方をつくる〜地方分権改革の総括と展望〜」を踏まえ、道州制の議論にかかわらず改革を着実に推進することとしております。

次に2ですが、国から地方への権限移譲について、ハローワークや農地転用など地方からの要望が強い分野の見直しを強力に進めること、また提案募集方式については、九州地方知事会として積極的に対応する所存であるため、政府においては地域の実情を理解し、その実現を図ること。

最後に、出先機関の地方移管については、 これまでの議論を踏まえて複数の県域にまた がる事務・権限の移譲も含め、議論を前向き に進めることとしております。

次の3ですが、道州制については国のあり 方を大きく変革するものであることから、ま ずは国、地方を通じた統治機構のあり方の理 念や、具体的な将来像などを明らかにしてい く必要があること、また将来像を議論するに 当たっては、地方の意見を十分に踏まえ幅広 に議論を行い、国民の共通認識の醸成に努め ることとしております。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告いたします。14ページをお開きください。

道州制関係の動きを、一覧にしております。ゴシック体で記載しているのは、本県内の動きでございます。下線を引いているのが、今回新たに御説明する内容となります。

15ページをごらんください。

まず、15ページの上の段ですが、3月6日、全国町村会長等が今村自由民主党道州制推進本部長に対して、法案の国会提出を行わないよう強く要請しています。

次に、15ページの下の段に、4月25日の熊本県町村会から本県知事に対する要望について記載しています。

熊本県町村会の荒木会長が蒲島知事に対して、町村に住む者の切なる願いとしての決議をお酌み取りいただきたいと要請しています。

16ページをお開きください。

全国町村会の道州制推進基本法案(骨子案) について掲載しております。詳しい説明は省 略いたします。

また17ページには、今説明しました熊本県 町村会の特別決議の内容を掲載しておりま す。

18ページをお開きください。

上の段ですが、3月26日に村井宮城県知事を初めとする知事有志8名が自由民主党に対して、道州制国民会議を設置することなどを規定する法律を平成26年通常国会で成立させることなどを求める要請活動を実施しています。この要請活動につきましては、本県の蒲島知事も名を連ねております。

下の段ですが、西川福井県知事を初めとする知事有志8名が、道州制への慎重な対応を求めるため、自由民主党及び公明党へ要請活動をしています。参考までに、それぞれの要請文を19ページ及び20ページに掲載しております。

次に、21ページをお開きください。

5月8日に、全国知事会が自由民主党へ要請活動をしています。要請内容としましては、道州制の理念や姿など基本法案において明確に示すことを全国知事会が繰り返し要請してきた重要項目については依然として、反映されていないことから、法案の前段としてその基本的なイメージを明確に示すことなどを求めたものです。

次の22ページから26ページまででございますが、ただいま説明した5月8日の全国知事会の要請活動の要請文を掲載しております。

27ページをごらんください。

4月7日及び5月14日に日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会を初め経済10団体によって自由民主党及び政府に対して、道州制推進基本法の早期制定を求める建議がなされております。28ページ、次のページにその要請文を掲載してございます。

以上御説明いたしましたように、与党の道

州制推進基本法案をめぐって地方や経済界からさまざまな意見が出されています。また、この道州制推進基本法案につきましては、昨日閉会した通常国会の提出が見送られています。今後も国において道州制の議論が続いていくと思われますので、この動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、29ページをごらんください。

5月15日に、第31次地方制度調査会の第1 回総会が開かれています。総会において、会 長には三菱東京UFJ銀行特別顧問の畔柳信 雄氏が選ばれています。

また、安倍内閣総理から人口減少社会に的確に対応する3大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方等について調査・審議を求める旨諮問されております。1ページお開きいただいた30ページに、この地方制度調査会の委員名簿を掲載しています。

今後、この地方制度調査会において人口減少社会に的確に対応する地方行政体制のあり方についての審議が開始されますが、本格的に日本全体の人口が減少していく中、持続可能な地域づくりを行いつつ、地域の産業振興、雇用の維持創出等を図っていくためには、それに対応できる都道府県や市町村のあり方そのものについて、道州制導入の議論にかかわらず議論を積み重ねていくことが今後求められていくものと考えております。

続きまして、3月の特別委員会でも御指摘 のありました「道州制のメリット等に関する 検証について」御説明いたします。

資料は、右上に「別冊」と記載しているも のでございます。

まず、1ページをお開きください。道州制のメリット等に関する検証について記載しております。

枠囲みの1、道州制のメリット等に関する 検証に当たってのところで、検証の前提を記 載しております。

さきの2月議会で報告しましたとおり、道

州制の九州モデルをベースとして、知事部 局、教育委員会など全庁各部局で検証を行い ました。

1つ目の丸に、九州戦略会議が平成20年に 策定した「道州制の九州モデル」について、 また翌平成21年にこのモデルをもとに策定さ れた「将来ビジョン」について説明しており ます。

2つ目の丸ですが、現時点ではこの「道州 制モデル」をもとに検証を行うことが最も適 切であるという判断をしてございます。

次に3つ目の丸に検証の視点を記載しており、この「道州制の九州モデル」の将来ビジョンの7つの行政分野の各施策が道州制のメリットとなり得るのか、また現行の都道府県制度においても実現可能か、すなわち道州制にならなくとも現在の都道府県で対応ができるのではないかという2つの視点で検証いたしました。

なお、この7つの行政分野とは、一番下で ございますが、欄外の米印のところでござい ますが、2行目に書いてございます生活、人 材、経済、安全、環境、地域づくり、国際、 7つのビジョンのことでございます。

また枠囲みの中の最後の丸でございますが、「道州制の九州モデル」の前提と同様に、道州、基礎自治体とも必要な財源、人材を確保できることを前提として検証を行っております。

次に、2ページをごらんください。

検証の前提とした「道州制の九州モデル」 における道州制のもとでの役割分担の考えに ついて掲載したページでございます。

次に、3ページをお開きください。検証の 結果を御説明いたします。

まずローマ数字のIでございますが、道州制のメリットとなるかについてですが、この「道州制の九州モデル」に掲げた7つのビジョンの全61項目の施策の実施についてメリットがあるとする評価が多く、その一方で検討

すべき課題があると思われるもの、また現時 点で評価を判断できないものがあるとする回 答もありました。

次にローマ数字のIIでございますが、現行の都道府県制度においても「道州制の九州モデル」に掲げた施策を実現可能かについては、現行の都道府県制度では実施不可能ではないが、困難なものがあるとする評価が多数でございました。

今回、検証の対象としたこの九州モデルの 将来ビジョンは、必要な財源、人材を確保すると仮定した上で九州一体で取り組むことで メリットのあるものとしたものを再び検証し ておりますので、肯定的な検証結果になることは想定できたものの、今回の検証を通じて 各分野において検討すべき課題も見えてきて おり、道州制の制度設計が行われる際には、 これらの課題のほか基礎自治体のあり方や税 財源等の課題も含めてしっかり捉えて議論していくことが必要になるとの考えでございます。

なお、4ページから7ページまでが、各7 分野の項目ごとの検証結果となります。

4ページから6ページの中ほどまでが、メ リットがあるものと評価したものでございま す。

また、6ページの下のほうからですが、検討すべき課題があると思われるもの、また現時点で評価が判断できないものと評価した項目を掲載してございます。それぞれ7つの将来ビジョンの各分野ごとに記載しており、各項目の右側に掲げた所管部局あるいは関連が深い部局がそれぞれ検証を行っております。

7ページの下には、現行の都道府県制度に おいても施策を実施可能か実現可能かについ て、実現可能ではないが困難なものがあると 評価した以外の回答、すなわち現在の都道府 県でも対応が可能であるとした例を掲載して おります。

また、8ページ以降は参考として、1、道

州制のメリットとなるのかの評価について、 部局ごとに整理したものをつけてございま す。

道州制についての説明は、以上でございます。

○溝口幸治委員長 続きまして、原市町村行 政課長から説明をお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。 31ページをお願いいたします。

今回の委員会から付託されました基礎自治 体に関します件につきまして、現状を御報告 いたします。

33ページをごらんください。

本日は、5月30日に公布されました地方自 治法の一部改正のうち、1年前の地方制度調 査会の答申を踏まえ、出てきました新たな広 域連携の動きを中心に御説明をいたします。

33ページは基礎自治体をめぐる現状と課題 について、(1)から(4)まで整理が行われ、地 制調の議論がスタートしたところでございま す

34ページと35ページをごらんいただきたい と思います。

34ページからは、左側に地制調の答申の内容、右側にそれを受けた地方自治法の改正の内容を書いております。

右側の35ページをごらんください。

答申を受けての地方自治法の改正ですが、 まず(1)指定都市制度の見直しにつきまして は、現在あります区にかえまして総合区を設 け、議会の同意を得て選任される特別職の総 合区長を置くことができるとされました。た だ、設置は義務づけではございませんので、 設置するかどうかは各政令市の判断となりま す。

区と総合区の比較につきましては、表のと おりでございます。

次に②でございますが、二重行政の調整機

関としまして、指定都市都道府県調整会議の 設置が、これは法律で義務づけられました。 なお、本県では既に県・市政策連携会議がご ざいます。そのような会議も、この会議に位 置づけることもできるとされております。

(2)でございますが、中核市と特例市という制度がございますが、今回の改正で特例市のほうを廃止し、人口30万人以上の中核市を人口20万人以上とする変更がなされております。現在のところ、本県では該当する市はございません。

36ページ、37ページをお開きください。

答申では36ページの(3)で、新たな広域連携の仕組みの整備について答申がなされ、それを受けて37ページ法改正が行われております。

まず①の連携協約制度の創設でございます が、これは四角囲みの例示のところで御説明 いたします。

連携協約の例としまして、A、B、Cの市町村がそれぞれ連携協約を締結して、役割分担を果たすものでございます。なお、この連携協約を結ぶだけでは法的な実効性がございませんので、従来からあります事務委託とか、あるいは後ほど説明します事務の代替執行などの具体的な手続が改めて必要となります。

また、書いてはおりませんが、連携協約の 締結にはそれぞれ市町村議会の議決を経るこ とになりますので、自治体としての意思決定 が明らかになるところでございます。

続きまして、②の事務の代替執行制度です が、これも例示のところで御説明いたしま す。

道路の維持管理業務におきまして、従来の 事務委託では町の維持管理権限が県に移管されて、委託を受けた県の基準によって維持管理を行うという制度になっておりましたが、 今回の事務代替執行では権限は町に残るため、町の基準に基づいて県が維持管理を行う という制度でございます。丸で書いておりますが、今回の改正によりまして従来の事務委託制度よりも事務を任せる側の意向を反映させることが可能となります。

38ページをお願いいたします。

38ページは、法律、地方自治法の改正を伴わない新たな動きでございます。

まず(1)でございますが、地方中枢拠点都市についてです。拠点都市の要件は、参考欄に囲んでおりますように、本県では熊本市のみが該当いたします。地方中枢拠点都市では、①の圏域全体の経済の牽引、②の高次の都市機能の集積、③の圏域全体の生活関連機能サービスの向上によりまして、東京を中心とします大都市への一極集中に対抗して、地域ブロックごとに人口減少を防ぐことが期待をされております。

なお、この3つの役割に応じまして、地方 交付税による財政措置が来年度から行われる 予定となっております。

(2)は、定住自立圏です。こちらも中心市と近隣市町村が役割分担を連携することで、圏域全体で定住促進を図る集約とネットワークの考え方で、平成20年度に国が創設したものでございます。

39ページの②は、定住自立圏の形成の手続を図示しております。

下の方の参考の地図でございますが、本県では既に山鹿市と天草市で定住自立圏に取り組みが行われ、さらに荒尾、長洲、南関は、県境を越えて大牟田市を中心とする有明定住自立圏に参加をしております。

現在は、玉名、菊池、八代、人吉の4市に おいて自立圏に向けた取り組みが進められて おり、最近では人吉市が3月24日に中心市の 宣言を行ったところでございます。

最後に、40ページをお開きください。

定住自立圏の中心市と近隣市町村に対しま しては、特別交付税による財政支援措置が行 われております。26年度からは、取り組みを 支援するために財政支援措置が大幅に拡充されたところでございます。

4番は、これまで御説明しました取り組みをもとに、地方圏での広域連携のイメージをあらわしたものでございます。

5番の、31次地制調につきましては、先ほ ど説明がありましたので省略をいたします。

以上、基礎自治体に関する地方自治法の改 正の動きを中心に御説明をいたしました。

○溝口幸治委員長 引き続き報告事項について、市町村行政課原課長から報告をお願いいたします。

○原市町村行政課長 それでは引き続き、報告事項としまして合併の検証について報告を いたします。

別冊です、資料1ページをお開きいただき たいと思います。

これは参考までに、平成の大合併時の地図 を添付をしているところでございます。

それでは、2ページをお開きください。

まず検証の目的ですが、これはこれまでも 説明をしておりますとおり、枠囲みのとおり 平成26年度を中心に、合併10周年の節目を迎 える市町村が多いということで、それを契機 としまして客観的・総合的な検証を現在行っ ておるところでございます。

3の検証の方針ですが、①客観性の確保、 ②住民の声の反映、③データに基づく分析を 行っているところでございます。

4点目の検証のスケジュールですが、今年 度に入りまして4月に県立大と業務委託の契 約を結び、有識者会議の設置を行いました。

5月の21日には、第1回の有識者会議を開き、今後も9月か10月、そして1月ごろに有識者会議を開いて意見をいただくこととしております。

年内には各種アンケート、ヒアリングの取りまとめ、データの分析を終えまして、来年

3月までには検証の結果を公表いたします。 県議会のほうには適宜、進捗状況を御報告い たします。

3ページをごらんください。

業務委託をしております県立大におかれましては、この表のように行政、財政などの専門家から成る合併検証調査研究プロジェクトチームをつくって、現在検証に当たっていただいているところでございます。

6番目の有識者会議でございますが、役割につきましては各委員の専門の分野から、さまざまな意見や助言を行っていただくということにしております。委員は、ごらんのとおり10名で、学識経験者、市町村長、住民代表等の分野から選定をいたしております。

(3) でございますが、5月21日に第1回会 議を開催し、各委員からさまざまな意見を多 くいただいたところでございます。

委員からいただいた主な意見でございますが、3ページの下から3行目でございますが、合併市町村、非合併市町村の今後につながる検証にしてほしいといった御意見をいただいております。

4ページをごらんいただきたいと思いま す。

4ページの一番上でございますが、データ 分析では合併による財政状況の変化をしっか り検証してほしいという意見が出ておりま す。

また、アンケートの対象者に関しましては、当初予定しておりました商工団体だけではなくて、農業団体へのアンケートも行ってほしいという要望をいただいたところでございます。

また、住民のアンケートに関しましては、 3ポツ目でございますが、合併の全体評価を 聞くところでは、選択式だけではなく、その 理由も記載していただきたいという要望をい ただいております。

さまざまな御意見をいただきまして、アン

ケートの内容を修正し、現在アンケートの発送をそれぞれ行っているところでございます。

4ページの7ですが、アンケート・ヒアリングにつきましては、ごらんのような表で行政、住民、地域団体に対して行う予定としております。

(2)は住民アンケートでございますが、市町村の協力を得まして住民基本台帳から無作為に抽出しました20歳以上の男女3,000人に対しまして、現在アンケートを発出しているところでございます。

内訳としましては、合併市町村の住民に対して2,200人、非合併の市町村に対しましても800人の住民の方にアンケートをお願いしております。

5ページは、その合併市町村ごとの内訳表 でございます。

参考欄は、それぞれの考え方を参考までに 載せております。

(3)は、地域団体へのアンケートとしまして、商工会、商工会議所、農協、自治会、町内会、合併で設置されました地域審議会等にアンケートをお出ししているところでございます。

最後に、6ページをごらんいただきたいと 思います。

実際、住民の方にお出ししておりますアンケートはA3版でございますが、本日は合併市町村と非合併市町村の対比がわかりやすいようにということで、縮小しまして並べて掲載をしております。例えば7ページでございますが、合併市町村の住民の方には、合併前後での生活の変化をお尋ねし、右のほうですが、非合併市町村の住民の方にはこの10年間での変化をお尋ねしているところでございます。

開けていただきまして8ページですが、8ページの問4では、合併の全体の評価をお尋ねし、右側の非合併に対しましても、この10

年間の単独市町村の運営について評価をお尋ねをしているところでございます。

10ページからは、合併市町村、非合併市町村の自治体へのアンケートでございます。自治体には、なるだけ記述式で詳しく記入してもらうようなアンケートとしております。

同じく14ページの一番上のほうには、合併 市町村に対しての合併の評価、右のほうでは 非合併市町村に対する単独自治体としての評 価をお尋ねをいたしております。

15ページの上の段でございますが、問の12では、それぞれこれから中長期的な今後5年、10年程度の今後の行政運営のあり方についてもそれぞれお尋ねをしているところでございます。現在アンケートをお出しし、データ分析も始めているところでございます。夏場にはアンケートの内容につきまして、ヒアリングも予定しております。

今後も検証状況については、適宜報告をい たしてまいります。

報告は、以上です。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

○大西一史委員 いろいろ報告がありましたけれども、1つはこの6ページですね、4次一括法のところの、63法律あるわけですけれども、これまで1次、2次、3次と一括法によって権限移譲が進められてきたわけなんですけれども、これでまたかなりの法律が義務付け・枠付け、そういったものが、権限移譲を含めてですけれども条例制定権が拡大をしていくということなんですけれども、これまでの評価というんですかね、やっぱり地方の自由度を高めるという意味合い、あるいはその自立性を高めるという意味合いでの法律なので、そういう意味ではそこの部分がどうかというところが常に意識されてなければなら

ないということは、もう私は過去からずっと 常々申し上げてきたところです。

それで条例制定に関しても、例えばこれは 1年前、2年ぐらい前だったでしょうか、2 次一括法のときか3次一括法のときには、た しか部局ごとで本当に条例制定をした場合の メリットあるいはそのローカルルールです ね、独自でルールをつくったときに、どのよ うなものがプラスとして効果があるのか、そ ういうことをお尋ねしたんですが、4次まで きまして、かなりそういう意味では幅が広が ったというふうに思いますが、その辺の総括 というか評価をどうしているのかというの が、まずちょっとざっくりとお聞きしたいん ですけれども。

○小原企画課長 これまで1次から4次まで 基礎自治体への権限移譲あるいは規制緩和に ついて条例その他を含めまして、新たに市町 村における自由度の拡大あるいは県でも同じ でございますけれども、第4次一括法に関しましては事前の見直しをする時点でどのような成果があるのか、そういったものについても一度検討を行っておりまして、具体的には 今後さらにそのマニュアルとかどういった事務が出てくるのかというのがございますので、特に県に関しましては今回の地方公共団体66事項がきてございますので、これについてはまた再度各部局で精査をしていきたいというふうな考えでございます。

○大西一史委員 一つは国から県へと、都道府県へというやつと、都道府県から市町村へというものの、そこの部分では随分違うと思うんですよね、同じあれであっても、権限移譲であっても。受ける体制がそもそも違いますから、その点に関するやっぱり評価は必ず要るだろう。そして逆にいえば条例を制定するなり新たにやるということで、本当にそれが活用されたのかどうなのかと、実態として

どうなのかというのはもう少し先の把握にな るかもしれませんが、それは必ずやっぱり要 ると思うんですね。それをフィードバックし てまた次の改正につなげていかなければなら ないというふうに思います。これは非常に大 きな雑駁な議論を今しましたけれども、その 視点が常にないと、何のためこれ条例をばん ばんばんばんつくるだけつくって、非常にこ れエネルギーかかるじゃないですか。自治体 が条例をつくるというのは非常にエネルギー がかかるんですよね。その分のコストを考え たら、別の仕事をやっておったほうがいいん じゃないか、そんな効果がないものであれば ですね。けど、これはやっぱり改正をして ね、地方の自由度をどんどんどんどん高めて いこうということであれば、そこはその効 果、メリットということがやっぱりしっかり 示されてなければならないというふうに思い ますので、その辺の視点をぜひ持っていただ きたいということをお願いしておきます。

それともう一つ、分権改革のこれは提案募集方式のことが8ページで説明がありましたけれども、これはこれからということなんでしょうが、任意組織、さっきの説明でいえば九州地方知事会あたりを通じて熊本県としてはいろんな提案をしていくということの認識でいいのかどうかということと、もう一つ提案しようと思っている、現時点ですよね、内容でどんなものがあるのかというのをお聞かせください。

○小原企画課長 先ほど申し上げました提案 募集の方式でございますけれども、既に募集 が始まってございます。今、内閣府との事前 の調整というのがございまして、それぞれ提 案する前に磨き上げといいますか、できるだ け効果的になるように内閣府との協議を行っ ております。

現在、県から16件出してございます。例えば応急仮設住宅の入居期間の2年、これを延

ばす期間の見直しとか、あるいは農地転用に係る権限移譲及び協議の廃止、こういったものを上げてございます。また全国知事会それから九州地方知事会においても、共同で出せるものは共同で出そうということで、全国知事会で出すものと、あと九州地方知事会、これも九州地方知事会も7県全部そろわなくても、数県集まれば複数の県で一緒に出そうというような形で、こちらについても現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 やっぱり、ある程度調整中だろうというふうに思いますが、こうやって提案募集方式が始まりますよというときに、議会で審議するときには、その16項目を今こんなもの考えてますよ、こんなもの調整してますよということを、ある程度やっぱり言えるところは出していただいて、我々のその議会の意見というのも反映した上で、やっぱり提案をしていただきたい。知事だけが全部回しているわけじゃないんですから、執行部だけが。やっぱり議会という中でいろんな提案も多分出てくるんではないかなと思うんですよね。だから、やっぱりそういったものが反映できるようにしていただきたいと思います。

ですから、逆に言えば今おっしゃったその16の提案という、16以上になるかもしれないし、いろいろほかにもまだ出てくるかもしれません、調整の結果、若干ここは削ってもいいとかダブっているとかということで精査はあると思いますが、現時点でのものをぜひ資料として委員会のほうに提出していただきますようにお願いします。大丈夫でしょうか。

○小原企画課長 それでは後ほど協議いたしまして、こちらのほうはもう既にございますので。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 資料の37ページ、原課長の 御説明がありましたけれども、この(3)の② ですね事務の代替執行、変わった点の条文だ け見て、きょうは例示もして、典型的な例 を、よくわからないので素朴な質問でお伺い しますけれども、例えばこれが管理執行させ ることができるということでしょうから、こ の例でいくと例えばA町からC県に、うちな んか特に球磨郡は合併しなくて非常に小さい 町村が多うございますので、検討に値する制 度かなと思いながら聞いておりましたけど、 例えばこういう事務を一方的にはできないわ けでしょう、県と協議をするわけでしょうけ れども、例えば県としても、ほかの町村か ら、こういうことは想定しにくいかもしれま せんけど、たくさん代替執行してくれという のがきた場合に、全てはできないだろう、断 るケースもあるだろう、協議でしょうから。 余りたくさん受け入れると、なかなか県のほ うも厳しいだろうし、かといって厳しく物を 言ってほとんど断るような状況になってしま うと、この制度の導入の意味もないんでしょ うし、そういう運用なりあるいは大もとの県 の考えといいますか、関連してその経費がど うなるのかというところもちょっと説明して いただければと。

○原市町村行政課長 事務の代替執行については今回、法改正の目玉の一つでございます。今、委員からありましたように、この例示で言いますと、これまでは委託しますと委託料を町が県に払って、それでもう全部県にお任せするというところが事務委託の制度でございましたが、今回は書いてますように町の基準で町道の維持管理はしてほしいということで、実際整理するためにやはり町と県の間で協議をした上で協約を結んで受けていくということになると思います。

ですから当然、事務委託のときも委託料が伴いますので、この事務の代替執行についても経費は当然、委託料に近い数字がくるかなとは思います。ただ、あくまで権限が町側に残りますので、町の基準でここまででいいということ、それと権限が町に残るということは、町議会のチェック機能も残りますので、そういう意味では委託する側にとってはメリットがあるかなと思っております。

具体的に今後どれくらい広がっていくかに ついては、まだ全く未定でございます。

○松田三郎委員 わかりました。だから、今までの委託――特に金目の話であれですが――というのは変わらないわけでしょうから、おっしゃったように協定なりを結ぶときに、この自治体では余り要求しても、財政的に厳しい自治体は、仮にこのくらいの委託しか出せぬだろうなというところもあるでしょうし、逆に同じような事務でも、この自治体は、もうちょっと出せるからちょっと金額は、同じ事務でもA町とB町では違うということも可能性としてはあり得るということですか。

○原市町村行政課長 それはあり得ると思います、委託をする側の意向で、基準でという制度ですので。ただ、それを受ける側の県が県道の維持管理、隣の市と隣町の管理の水準が変わってくることについて、受ける側がどう判断するかというのはあると思いますが、差は出てくると思います。

○松田三郎委員 では最後です。

今後、施行が公布日から6月以内になるとなっておりますけれども、これからいろいろ説明会なりあるかもしれません。各部局、各課と直接――県のほうはですね――の協定なり協議になるんですかね。どこか一本化した窓口というのは県のほうにはなくて、個別の各課が窓口になられるのかというところだ

け。

○原市町村行政課長 実はこの法改正、国からの説明を先日うちが受けておりますので、近々市町村を集めて法改正の趣旨等の説明を行います。ですから、一時的に相談の窓口は市町村行政課で受けて、道路なり福祉の分野については各部につなぐという形をしたいと思っております。

○松田三郎委員 結構です。(「今のに、ちょっと関連でよかですか」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員 どっちにしろ少子高齢化は 進んできて、各地方の自治体というのは体力 が弱ってくると思います。今の形で例えば委 託が、今福祉も道路も何もかもという形でき たときに、本当に本庁で受けられるのかとい う話、それはどういうふうに考えています か。

○原市町村行政課長 これ垂直補完という、 県が市町村を補完する制度でございまして、 実はこれまではなるだけ、本当は市町村間の 水平補完が原則で、よっぽど周りに連携の相 手がいない場合だけ県が引き受けるという考 え方でございましたが、今回、地方自治法が このように改正されましたので、この改正の ときに知事会としても、もしこれを受けるん であれば、県側に必要な人員とか予算が必要 になってくるんで、その分については国にお いてきちんと措置をしてくれという全国知事 会の要望も出ておりますので、今後こういう 制度が普及していけば、県の組織、財政に当 然影響してくるものと思います。

○藤川隆夫委員 それであれば、知事会が今 要望されているんで、逆に言うとそこが担保 できない限りは今の事業は進められないと思 うんで、そこは確実に担保した上で今言った ような事業を進めてもらうという方向に持って行かないととんでもないことになると思いますよ。基本的に国は何もかも地方に投げて、地方で何でもかんでもやらせようと、これは介護も福祉も全部一緒ですよ、ほかの事業も。だから、それに丸々乗ってしまうと本当に地方は、特に地方の自治体は小さい自治体なんか、どうすればいいんだろうという話になりますんで、財源の問題、人の問題は確実に担保しながらやっていってください。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 1つ道州制についてのお尋ねですけど、まず道州制基本法の本国会への提出の見送りというのが与党のほうで決まったと。これ6月12日ですけれども、それが決まったことに対して、ある程度強力に今まで推進をしてきた蒲島知事は何かおっしゃったのかどうなのかを、聞かせていただけますか。

○小原企画課長 それについては、何も伺っておりません。

○大西一史委員 知事のお仲間である宮城県の村井知事ですね、道州制推進知事指定都市市長連合の代表でもありますけど、非常にいら立ちを隠さないというような状況だった。これは、それぞれの受けとめ方があるというふうに思うんですが、やっぱり道州制の進め方ということについては、やっぱり国のほうもあるいは今の与党も、やはりいろんな意見、もう少し聞いて慎重にやらねばならないということを相当議論した結果そういう形に多分なったというふうに思うんですね。ただ、やっぱり推進をしている立場の知事が、ある意味では何らコメントを発しないと。この件に関してね。というのは、非常に私は不自然な感じがするんですよね。やっぱり非常

に微妙な問題だと思いますよ、いろいろ。例 えば今の与党とか政府に対していろいろ物を 申すということは、すごく慎重に考えなけれ ばいけないことだろうと思います、知事とし てね。そうなんだけれども、やはり御自身が 特にやっぱり強くかかわってこられた問題と いうことについては、やっぱりどういうふう な考えを持っているのか、逆にこの判断につ いてどう考えるのかということは、やっぱり 知事としても何らかのやっぱり発言をすべき じゃないかなというふうに思いますので、そ ういう意味では知事の考え方を聞いてみたい と言ってたというふうにお伝えをいただけれ ばというふうに思います。

それと、道州制に関しては道州制関係のこ のメリット等に関する検証ということで今回 新たに出していただきました。これはあくま でも九州モデルに対して、私も前回、前々回 ですか委員会で質問させていただいて、これ はもうまとまっているのかと言ったら、まと まってない、知事もなかったということなの で、やってくださいというふうに申し上げま したら、やっともう半年ぐらいですがまとめ ていただいたということで、いろいろ御苦労 があったろうというふうに思います。これ で、やっぱり各部局でもそれぞれイメージが 少しずつですけどできてきたんだろうなとい うふうに思いますので、その点はすごく評価 をしてて、これをたたき台にもっと幅広の議 論をしていかないといけないんだろうという ふうに思うんですよね。だから、あくまでも これは九州モデルということの検証という、 あれをベースにした道州制のメリット、デメ リットに関する検証であって、道州制全体で はほかにもっと及ぶもの、考え方次第でもっ と大きなメリットを生むものも出てくるだろ うし、逆に強いデメリットが出てくるものも 考えられると思うんですね。だから、これは たたき台としてもちろん大事なんだけれど も、議論のたたき台として、それプラスほか にこういうものはないだろうか、こういうも のが考えられないだろうかということを、や っぱり県の中でやっぱり吟味していただくと いうことが、多分次の段階では必要になって くると思うんですね。だから道州制の九州モ デルをつくったときも、これ要約版とかいろ いろずっと見てますけれども、それでも、や っぱり必ずしもこれが全て洗練されたもので はないなというのはあるわけですよね。だか ら、やっぱりその点についてはぜひ今後そう いう形での進め方をしていただきたいなとい うふうに思いますが、この中身についてはき ょうは僕はもういろいろ申し上げませんけれ ども、そういう今後の進め方ということはど う考えておられるのかということですね。こ れ出して終わりということでは多分ないと私 は思っているんですが。

○小原企画課長 今、大西委員がお話しになられましたとおり、大西委員からの御指摘もあって、道州制推進法案が国会に出る出ないの面でさまざまな意見があるということで、今一度道州制を捉え直して、全庁で検証したということにおいては、今回はこの道州制の役割についてのみ限定して検証したわけでございますが、そういう意味では全庁でメリットや課題を共有できたのではないかと思ってございます。

また、これは説明の中でも申し上げましたけれども、九州モデルでメリットとしているものを検証しておりまして、またこれは必要な財源も人材も確保できることを前提にしているので、当然肯定的な結果が多くなるというのは想定できたものでございます。特に、やっぱりスケールメリットを生かすもの、あるいは地域が一体となってやる施策ですね、例えばスケールメリットでは危機管理とか防災、あるいは地域一体でやる、九州全体でやる施策としては産業政策とか人材育成とか、そういったものには非常に大きなメリットが

あるということはわかりますが、ただ港湾とか空港とかそういった施設に関しては九州一体の取り組みができるものの、やはりどういった役割をそれぞれに持たせるかという議論は出てくるだろうというふうに考えてございます。

これにつきましては今後、道州制のその議論が進んでいく中、制度設計が進んでいく中でさらに議論をしていくのは、非常に意味のあることだと私は考えております。ただ現時点では、今、知事会でも、申し上げたとおり、やはりその理念は何なんだと、要するに将来の姿がどうなんだと、あるいは財源がどうなんだ、財政調整はどうなんだ、公務員法はあるいは自治立法についてはどこまで制限がかかるのかと、そういったものを考えると、深掘りをしてこれをまた議論をしていくというのは、なかなか困難を極めるのではないかというふうに考えてございます。

それで、今回これをやった成果というの は、よくこの委員会でもお話のございまし た、まずメリットがあるのかどうか、それと もう一つは県の限界があるのかというもの、 よくお話を伺っておりましたけれども、今回 のこの検証でわかったのは、やはりその限界 があるというのはなかなか言いにくいという ことがわかりまして、県じゃないとできな い、県じゃなければ、道州制でないとできな いというのは一つもございませんで、県でも 相当な努力をすればできるだろうという結論 になってございます。ということは、県でも やれないことはないんですけれども、やはり いろんな効率性とか的確な住民のニーズに応 えて、安心・安全、豊かさを実現するという 意味においては、やはり道州制のほうがメリ ットがあると。少なくとも道州制のレベルに おいてはですね。そのように考えてございま す。

そして、この九州モデル、これは5年前に できたわけなんですけども、その当時をごら んいただいたらわかりますとおり、検証結果 の一番最後のページでございますけれども、 7ページでございます。 7ページの一番下に 書いてあります。「現行の都道府県制度にお いても施策実現可能かについて」と書いてご ざいます。これについては、現在の県でも取 り組みは可能だというものを示しておりま す。ただこれは、これができた当時は、まだ ハローワークを移管するとか、あるいは農業 政策で6次産業化の推進とかブランド化とい うものは盛んじゃなかったので、道州制にな らないとできないといったものが、実際、も うこうやって進んでいるということがござい ますので、こういった九州モデルの中の数々 の施策においても、個別で今の体制でできる ものはやはり推進していくというのがとても 大事なことだと思っています。

また先ほどの提案募集方式もありますし特区の話もございます。今後、特にこのメリットが大きいというものにつきましては、やはり九州地方知事会議あるいは九州地域戦略会議の中で、今の制度でできるものは積極的に九州が一体となって進めていくということで議論していくのが非常に大切ではないかということが、今回の検証で我々としては改めて認識できたというふうに感じております。

○大西一史委員 今、課長がおっしゃったような、特に最後のほうでおっしゃったように、そこの部分で今、県の体制の中でもできることはもっとあるじゃないかということを発揮するということが、この道州制の議論というのは、実は私は大きなポイントではないかなというふうにもともと思っていたんですね。だから道州制という制度に移行することありきで議論してたら、これは何にもならなくて、それは単なる統治機構改革の中で、職員の配置どうしますかとか来年どうしますかという話だけでやっぱり終わってしまうと思うので、そうじゃない、県として今できてい

ること、あるいはできてないことが、逆に言えばもっとこれらを見つめていくことでできるようになるんではないか。だから、さっき言った事例以外に6次産業化とかブランド化とかそういったもの以外でも相当私はあるんじゃないかなというふうに思います。

だから、逆にこれで終わってほしくないと いうのは、別にこういう検証をまたペーパー にして何か起こして全部やれとかということ じゃなくて、常にそれを意識しながら各部で 仕事をしてくださいよと。だから、そういう 考えを持つような場というのをやっぱり持っ ておかないと、ついつい目の前の仕事に追わ れて終わってしまうので、それでは余り意味 がないかな。これの中でも、例えば商工観光 労働部は検討すべき課題は現時点で評価、判 断できないもの、つまりデメリット、該当な しですよね。だから全面的にメリットがある としているわけでしょう商工観光労働部は ね、これに関して言えば。ということは、も う県でやらなくてもいいんだなという、極論 をすれば話になってきちゃう。県では限界が あるというふうには言えないというふうにお っしゃったけども、ひょっとしたらもう県だ けではちょっと無理かなということもあっ て、これはメリット出やすいところなんです ね、商工観光なんというのはもちろん、もと もと広域的にいろいろやっている部分があり ますからね。だけど、やっぱりそこでさらに もう一歩踏み込んだ議論をしておかないと、 今の県の役割の中でもっとこうしようぜとい う話にならないと意味がないというふうに思 っておりますので、そこを続けてほしいとい う意味です。だから、あくまでもこんなペー パーをまたこしらえるためにどうこうという ことじゃないんですけど、これがやっぱりた たき台になるという意味では、私はやってい ただいて非常によかったなというふうに思い ますので、ぜひそういう形で進めていただき たいということを要望しておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

〇岩中伸司委員 蒲島知事は常に、この道州 制問題では積極的に道州制移行を進めている というふうなことなんですが、今も議論がい ろいろあったんですが、やっぱり道州制あり きというか、そこから出発をするというのが 蒲島知事の考え方ですかね。本人じゃないけ ん、どこに聞いていいか、わからぬばってん ですね。県と知事の考え方を。

○小原企画課長 知事の考え方は、現在の県の制度よりも九州という大きい単位のほうが 県民それから九州の人たちにとっての幸福度 は上がるという、そういう考えでございま す。

〇岩中伸司委員 あくまでも知事は、やっぱり特に今積極的にこの熊本を州都にというふうなことで、議会でもしょっちゅうそういうふうな話が出ていますので、知事の考え方はわかったんですが、今それぞれ資料を出されたんですが、道州制に移行するこのメリット、デメリットいろいろあるんですが、これは基本的にメリットというのは県民にとってのメリットでしょうね。

○小原企画課長 まさしく、県民の幸福度の 向上ということでございますので、県民にと ってのメリットでございます。

〇岩中伸司委員 であれば、県民生活がやっぱりより豊かになって、やっぱり地域も疲弊をしないとかいろんな問題があると思うんですが、そういうことだと思うんですが、全国町村会も熊本の町村会も、これはやっぱり基本的には反対という、道州制についてですね、だから地方分権ということの名を借り

て、中身を見ればますます格差拡大をしてい くんじゃないか、地方がもっとやっぱり過疎 が進んでいくんじゃないかというような心配 をされているんですけども、私もやっぱりそ ういう意味では、この道州制が進んでいけ ば、今回の市町村合併もそうなんですが、や っぱり地方で暮らす人たちは行政との距離は かなり離れてしまったんじゃないかと思うん ですけれども、その辺、町村会から主張され ていることについては、県としてはどんな気 持ちで受けられているんですか。

○小原企画課長 知事のお考えは、昨年度も 初めて町村会の役員の方々と意見交換をしま して、十分町村会の御心配、要するに強制合 併をさせられるんじゃないか、今、委員がお っしゃったようなそういった御心配を受けと めておられます。

いずれにしても、道州制の導入に当たっては、これ道州制、今ここでの議論、きょうはいろいろ人口減少の問題も入ってございますけれども、道州制を導入するしないにかかわらず、やはり市町村を支援していく、その支援する担保とする仕組みは必要だというふうに考えてございます。

道州制が成ったとしても、道州政府がきちっと市町村の支援をやっていくというのが前提だということでございます。もし、それができなければ、例えば段階的に道州制に入っていくということであれば、一時的にそういった市町村を支援していく機能というのを県が一時的に担うというのも考えられるというふうなことでございます。

○岩中伸司委員 今の道州制の方向が示されている内容で、今課長がおっしゃったような形になるのかなと思うんですよね。本当の意味で、仮に州政府なら州政府、そこが町村まで含めてちゃんと行政の手が届いていくのかといえば、私はこれはやっぱり、例えば基礎

自治体というような形で30万ぐらい人口は大体想定されているんじゃないかと思うんですけれども、そういう形で道州制が進められて、県の組織自体もどうなるのか、これは恐らく県自体はなくしていこうというふうなことじゃないと道州制の意味がないんじゃないかと思うんで、そんなことを考えていけばかかと思うんで、今おっしゃったような議論はあるにしても、現実道州制になったら、格差拡大でやっぱり手が届かないというか、格差拡大でやっぱり一極集中が進んでいくというまでやっぱりんですよね。どういう説明をされても、そこはちょっと理解に苦しむ。現状では、もうそれしかないということですね。

○溝口幸治委員長 いいですか、岩中委員。

この委員会でも町村会あるいは市長会の皆さん方とも意見交換をやってます。それで国のほうの動きがあった場合にはまたそこで意見交換をやらせていただきますので、まあ仮の例えをしていくと、いつもこの議論でそうなんですけれども、道州制のイメージはそれぞれ違うので、仮の話をしてもちょっと余り生産性がないので、岩中委員のおっしゃっているのは市町村、町村会こういったところの御意見をしっかり聞けということだと思いますので、そういう場合によっては、そういう状況になったらこの委員会でもきちっと対応させていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

○磯田毅委員 私の住んでいる八代市では、 来年から合併の特例がなくなって、たしか35 億程度の圧縮をせぬとだめということで、毎 年、多分5億だったと思いますけれども、5 億の削減をするという、これは八代市は平成 17年だったですかね、そのとき10カ所ぐらい たしか合併したかと思いますけれども、ほか の市町村のことも含めて大体どれぐらいの、 その特例がなくなって、その負担がふえてく るのか、またそういった影響がこの地方自治体に、非常に財政が弱い地方自治体にどういう影響がくるのかというのは非常に難しい問題だと思います。県はどのように認識されているのかですね。

○竹内市町村財政課長 今御質問のございました合併算定替の、だんだん下がっていくという部分でございます。そもそもこの制度が、合併した際に10年間を特例で、合併しなかったものとして算定した分との比較で、その差、合併しなかったものとして算定した部分が大きければそちらのほうで交付するという特例的な制度でございます。

それで今後、まず八代市のほうでございますが、平成28年度から段階的に下がっていくことになります。県全体で平成25年度の合併算定替での増加している部分、熊本市を除く16市町村になりますけれども、これが全体で274億になります。

各合併市町村におかれましては、合併協議の際等を含めて今後の市町村のあり方というのを非常によく検討されています。当然、合併算定替がだんだん下がっていくということも念頭に置いて、新市町村計画の中で財政計画等入れるんですが、ただ御承知のように国の財政状況それからリーマンショック等々間に入っておりまして、合併、非合併含めまして非常に厳しい状況にあります。

そういう状況にございますものですから、 県のほうにおきましては平成23年度から市町 村のほうに将来の人口の状態とか、あるいは それを踏まえた財政シミュレーションを一緒 にやりましょうということをお話をしまし て、手を挙げてきたところと一緒にやってい ます。

それからまたもう一つ、合併された市町村におかれましては、そもそも役場がいろんなところにございまして、そこの支所機能というのが非常に多うございます。ただ一本算定

といいまして、一緒に合併したことによって 効率化される行政体制というのが、今の交付 税制度でいきますと、そういった支所のとこ ろまで見てくれない状況がございます。そう いったのもございまして昨年度、合併された 市町村と県で一緒になって課題を洗い出しま した。その結果、先ほど申し上げた支所の機 能というのがきちんと、福祉とか危機管理上 必要だということ、それから合併して面積が 拡大しますけれども、国のほうが想定してい ます標準的な団体の面積というのが、10万人 の人口に対して160平方キロメートル。これ がちょうどあさぎり町のほうが160ぐらいな んですけれども、人口がそんな10万もいませ ん。そういった特別な事情がある分について は、きちんと交付税制度を変えて、見てくだ さいという意見の申し出をしました。

その辺がありまして、今年度から段階的に交付税算定において見直しが行われるということになっております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 よろしいですか。はい。 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 さっき岩中委員の意見と関連しますけど、そもそも知事が道州制をアピールされた一番のきっかけはマニフェストなんですね。当時、支援企業だった九州電力を初め民間のいろんな要望があって、マニフェストの中に盛り込まれたというところから、道州制ありきということでスタートしていると思うんですよ。

ところが法案も棚上げになり、なおかつ全 国知事会も賛否両論、市町村は反対という中 で、要するに実現の可能性というのは非常に 遠のいたですね。これは、ほとんど遠のいた と思います。じゃ断固できるんだといった ら、それは間違いですよ。そういう遠のいた 中で、いつまで道州制シンポジウムとかを何 回も開催されました。私も前回出ましたけれ どもね、全部出ましたけど、その熱意はもち ろん伺えますけれども、実現性のないものを いつまでも引っ張っていくということと、そ れから時により州都論というのが出てきま す。それは、いろんな夢を県・市民に与え て、そういう効果を持っていると思うけれど も、これは見ようによっては全く幻想なんで すね。そういう幻想をいつまで言い続けるの か、県民、世論は全く盛り上がらないです ね、この道州制あるいは州都に関して、県 民・市民はほとんど期待してない、そういう 現状を見ながら、いつまでこれを、州都論を 言い続け道州制を言い続けるのかというの は、かねて感じていることなんですけど。ま あ、これは意見ですね。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。 いいですか。

なければ、これで質疑を終了いたします。 それでは続きまして、閉会中の継続審査に ついてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については審査 未了のため、次期定例会まで本委員会を存続 して審査する旨、議長に申し出ることとして よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、これをもちま して第20回道州制問題等調査特別委員会を閉 会いたします。

午前11時20分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する 道州制問題等調査特別委員会委員長